

# ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画

平成6年9月

## ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画

### 1 基本方針

本年4月、ルワンダ共和国において内戦が再発して以来、大量の難民が発生し、周辺のタンザニア連合共和国、ザイール共和国、ウガンダ共和国、ブルンディ共和国に多数の難民が流入した。さらに、ルワンダ新政権が樹立された7月以降、ザイール共和国東部のゴマ、ブカブ地区を中心に新たな難民が流入し、その結果、同地区の難民キャンプでは、コレラ、赤痢等の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況となっている。

このような状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）を始めとする各種の人道援助機関等が援助活動を実施しており、7月には、各国に対し、UNHCRがルワンダ難民救援に関する協力の要請を行った。

我が国に対しても、医療、防疫、給水、空輸等の難民救援分野における人道的な国際救援活動について、UNHCRから要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、この要請に応分の貢献を行うこととする。このため、ルワンダ難民救援国際平和協力隊を設置することとし、これに我が国のルワンダ難民救援活動を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行わしめるとともに、自衛隊の部隊等により、医療、防疫、給水、空輸等の難民救援

分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号に規定する受入れ国の人道的な国際救援活動への同意及び国際平和協力法第6条第1項第2号に規定する国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

## 2 ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

### (1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 以下のイからキまでに掲げる業務のうちUNHCRその他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号ヌに掲げる業務に係る国際平和協力業務

ウ 国際平和協力法第3条第3号ルに掲げる業務に係る国際平和協力業務

エ 国際平和協力法第3条第3号ヲに掲げる業務に係る国際平和協力業務

オ 国際平和協力法第3条第3号ワに掲げる業務に係る国際平和協力業務

カ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に係る国際平和協力業務

キ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務としてルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成6年政令第 号）

## 第2条各号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからキまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

### (2) 派遣先国

ザイール共和国とする。

ただし、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国及びガボン共和国において、(1)アに掲げる業務を行うことができる。

また、タイ王国、モルディヴ共和国、セイシェル共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国及びウガンダ共和国において、(1)イからキに掲げる業務のうち附帯する業務としての物資の輸送、補給等及び(1)カに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。

### (3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成6年9月16日から同年12月31日までの間

### (4) ルワンダ難民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

#### ア 規模及び構成

##### (ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

(1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 10名(ただし、人員の交替を行う場合は20名)

##### (イ) (1)イからキまでに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務を行う者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に属する自衛隊員

#### イ 装備

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アに掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)イからキまでに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

① (1)イからキまでに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊  
(人員290名)

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給等及び(1)カ  
に掲げる業務のうち輸送の業務を輸送機(C-130H)によ  
り行うための航空自衛隊の部隊(人員180名)

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃76丁、64式7.62mm小銃163丁及び62式  
7.62mm機関銃1丁

② 車両

82式指揮通信車、大型トラック、小型トラック等80両

③ 航空機

輸送機(C-130H)4機

④ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)イからキまでに掲げ  
る業務に必要な装備(①から③までに掲げるものを除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」とい  
う。)から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等

を有する職員をルワンダ難民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をルワンダ難民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。